

令和2年9月定例会

# 請願・陳情文書表

(インターネット公開版)

鳥 取 県 議 会



## 目 次

### 陳 情 の 部

陳情一覧表 .....	1
総務教育常任委員会 .....	7
福祉生活病院常任委員会 .....	1 3
地域づくり県土警察常任委員会 .....	2 1



## 陳 情 一 覧 表

### 総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
総 2年 - 21 (2.8.6)	総 務	日本国憲法第53条における臨時会召集について、法令等で召集期限を設定することを求める意見書の提出について	倉吉市 個人	7頁
総 2年 - 24 (2.9.1)	教 育	国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める意見書の提出について	新日本婦人の会鳥取県本部	8頁
総 2年 - 27 (2.9.4)	新時代創造	女性差別撤廃条約選択議定書の早期批准を求める意見書の提出について	選択議定書の批准を求める会とっとり	9頁

### 陳情一覧表



## 陳 情 一 覧 表

### 福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
福 2年 - 22 (2.8.9)	子育て・人財	私学助成に関する意見書の提出について	一般社団法人鳥取県私立学校協会	13頁
福 2年 - 23 (2.8.28)	生活環境	地方消費者行政の拡充を求める意見書の提出について	倉吉市 個人	14頁
福 2年 - 25 (2.9.3)	福祉保健	保健所の機能強化を求める意見書の提出について	倉吉市 個人	17頁
福 2年 - 26 (2.9.3)	生活環境	消費生活相談における相談結果の伝達方法について	倉吉市 個人	18頁

陳情一覧表



## 陳 情 一 覧 表

### 地域づくり県土警察常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
地 2年 - 28 ( 2. 9. 10 )	地域づくり	美保基地への空中給油・輸送機KC46Aの配備に反対することについて	平和・民主・住みよい米子をつくる会	21頁

陳情一覧表



## 総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
2年ー21 (2.8.6)	総 務	<p><b>日本国憲法第53条における臨時会召集について、法令等で召集期限を設定することを求める意見書の提出について</b></p> <p><b>▶陳情理由</b>                      新型コロナウイルス感染症の蔓延や、それを受けた住民の暮らしぶりの悪化を受け、行政や議会には、これまで以上に、住民の切実な願いや要望に耳を傾けて行政に反映し、種々の条例の立法や、施策の速やかで機動的な実施を通じて、住民の福祉の増進を図ることが、強く求められている。</p> <p>各種の給付施策など、予算を実行するには議会を開かなければならない。一方、国会の召集の決定は、実質的には国事行為に助言と承認を行う内閣（行政権）にその権限がある。</p> <p>国会では、7月31日、新型コロナウイルスの感染再拡大や豪雨被害の対応について審議の必要があるとして、国会議員の4分の1以上から国会の召集要求がなされた。しかし内閣は、国会開催を秋まで見送る旨報道がなされている。</p> <p>憲法第53条に基づく臨時国会の召集は、憲法上明文で規定された法的義務で、要求を受けた内閣には、合理的期間内に召集義務があると、那覇地裁は判示している（令和2年6月10日判決）。</p> <p>また、平成24年4月27日に自民党が決定した日本国憲法改正草案の第53条には、「いずれかの議院の総議員の4分の1以上の要求があったときは、要求があった日から20日以内に臨時国会が召集されなければならない。」と、召集時期を明記している。</p> <p><b>▶陳情事項</b>                      衆参両院の国会議員のいずれか4分の1以上から要求が</p>	個人 (倉吉市)	

総務教育常任委員会・陳情

## 総務教育常任委員会・陳情

		あった場合における国会召集について、それをなすべき期間を法令等で規定し、それに即した運用をされるよう、鳥取県議会から国に対し、意見書を提出すること。	
2年-24 (2.9.1)	教 育	<p><b>国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める意見書の提出について</b></p> <p>▶陳情理由</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大による臨時休業中や学校再開への移行段階で「3密」を避けるためにクラスの2分の1程度で授業ができる分散登校や時差登校が行われた。20人程度で授業を受けた子どもたちからは「いつもより勉強がよくわかった」、「手を上げやすかった」などの声が聞こえ、教職員から「ゆとりをもって子どもたち一人ひとりと丁寧にかかわることができた」、保護者から「感染から子どもを守るには20人くらいがいい」などの肯定的な声が上がった。20人で授業を受けられるようにすることが感染拡大を防ぐとともに、豊かな学びを実現することにつながることを実感された。</p> <p>学校を再開するにあたり、感染拡大防止対策として教室の「密」を避けるための少人数学級・授業、学校規模の縮小などが必要である。そのためには教職員を増やすことが不可欠である。現行の40人学級では子どもたちのいのちと健康を守ることができない。教室に「社会的距離」を確保するには20人程度で授業できるようにすることが必要である。いま「20人学級」を展望した少人数学級の前進が求められている。</p> <p>さらに、教職員も40人学級で感染防止対策をしながら、授業時間の確保に追われている学校現場の状況がある。「子どもも教職員もくたくたになっている」、「消毒作業など過重な労働」、「感染拡大を招いてはならないという精神的な負担」など悲痛な声が上がっている。</p>	新日本婦人の会鳥取県本部

## 総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

		<p>さまざまな課題を抱えた子どもたちが増える中、一人ひとりにゆきとどいた教育を保障するため、全国の多くの自治体が独自に少人数学級を実施しているが、国の責任による少人数学級は小2で止まったまま8年連続で見送られている。</p> <p>コロナ禍の中で「20人学級」を展望した少人数学級の前進は圧倒的多数の父母・保護者と教職員、地域住民の強い願いである。それに応じて自治体独自の少人数学級は今年度も着実に前進している。しかし、国の責任による施策ではないため、自治体間格差が広がっていることも厳しい現実である。教育の機会均等を保障するためには、地方に負担を押しつけることなく、国が責任を持って少人数学級の前進とそのための教職員定数改善を行うことがきわめて重要である。</p> <p><b>▶陳情事項</b></p> <p>鳥取県議会として、次に掲げる事項について、国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める意見書を採択し、国に対して提出すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 子どもたちのいのちと健康を守り、成長と発達を保障するため、緊急に20人程度で授業ができるようにすること。そのために教職員増と教室確保を国の責任で行うこと。</li> <li>2 「20人学級」を展望し、少人数学級を実現すること。そのために国は、標準法を改正し教職員定数改善計画を立てること。</li> </ol>		
<p>2年－27 (2.9.4)</p>	<p>新時代創造</p>	<p><b>女性差別撤廃条約選択議定書の早期批准を求める意見書の提出について</b></p> <p><b>▶陳情理由</b></p> <p>1979年、国連であらゆる形態の女性差別をなくすことを</p>	<p>選択議定書の批准を求める会とっとり</p>	

総務教育常任委員会・陳情

## 総務教育常任委員会・陳情

	<p>目的とした「女性差別撤廃条約」が採択され、日本は1985年に批准した。その後1999年に、この条約の実効性を高めるためのいわば補完的条約である「女性差別撤廃条約選択議定書」が採択された。2020年現在、締約国189ヶ国のうち113ヶ国が批准している。しかし日本はまだこれを批准していない。</p> <p>日本の男女平等度は世界121位（153ヶ国中）で、特に政治分野は144位と世界から大きく遅れを取っている。様々な男女差別をなくしていくためには選択議定書の批准が必要である。</p> <p>「選択議定書」を批准すると、条約締約国の個人または団体が条約で保障された権利が侵害され、かつ国内ですべての措置が尽くされてもまだなお救済されない場合に、直接、女性差別撤廃委員会に申し立てできるようになる。これまで日本の裁判所は条約に書かれている内容を積極的に裁判上の根拠としていないため、「条約違反」をもとに裁判を起こしてきた多くの女性たちの訴えは退けられてきた。条約を批准すると国際社会の視点が反映されるため、国内の裁判所においても性差に基づく差別や暴力を許さないという前提が共有されやすくなり、裁判に条約が生かされるようになる。</p> <p>2016年に日本の条約実施状況報告書を審議した国連女性差別撤廃委員会が、2017年には国連人権理事会も選択議定書の批准を日本政府に勧告している。</p> <p>日本政府も第4次男女共同参画基本計画で「女性差別撤廃条約選択議定書の早期締結について真剣に検討を進める」としており、来年改定予定の第5次計画案にも同様の意思を明記している。また県内では湯梨浜町、北栄町、大山町、南部町、江府町が同様の陳情を採択し、三朝町、伯耆町が趣旨採択をしている。今、同条約の批准を実現するときと確信し、以下陳情する。</p>	
--	---	--

## 総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

		<p>▶陳情事項 鳥取県議会から国会に対し、女性差別撤廃条約選択議定書の早期批准を求める意見書を提出すること。</p>		
--	--	---	--	--

総務教育常任委員会・陳情



福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
2年ー22 (2.8.19)	子育て・人財	<p><b>私学助成に関する意見書の提出について</b></p> <p>▶陳情理由</p> <p>本県の私立学校（高等学校、中学校、幼稚園）は、各々の建学の精神に基づき、特色ある教育を積極的に展開し、本県の公教育の発展に寄与している。</p> <p>我が国が少子高齢化に進行する中で今後も持続可能な社会を継続するためには、Society5.0 時代を担う子供たちに、変化に対応し想像力を発揮できる資質・能力を身に付けさせる必要があり、そのための教育環境の整備が最重要課題となっている。</p> <p>今般の新型コロナウイルス感染症の拡大により、日常生活でのデジタル技術の活用が進み、学校においてもICTを活用した同時双方向型のオンライン授業の取組が推進された一方で、学校間での教育のデジタル化の格差が鮮明になった。</p> <p>今後は、新型コロナウイルスとの共存という「新しい生活様式」において、私立学校が今後とも公教育の発展に貢献していくためには、経常費助成の拡充による学校経営の安定的継続と、これからの公教育の基盤となるICT環境の整備が喫緊の課題となっている。</p> <p>私立学校はこれまで、授業料等の改定は極力行わず様々な自助努力を続けてきたが、この上更にICT環境を整備し、教室及び体育館の換気・冷房設備等の整備を図るには、私立学校にとって限界とも言える状況にある。</p> <p>我が国の将来を担う子供たちの教育環境の整備には、公教育の一翼を担う私立学校に対する助成措置の拡充が不可欠であり、このことは、各都道府県の所管事項であるものの、我が国の将来の発展に重要な役割を果たす教育に関する</p>	一般社団法人鳥取県私立学校協会	

福祉生活病院常任委員会・陳情

## 福祉生活病院常任委員会・陳情

		<p>る事柄であり、国の全面的な財政支援が求められる。</p> <p><b>▶陳情事項</b></p> <p>鳥取県議会から政府及び国会に対し、私立高等学校等の教育の重要性に鑑み、教育基本法第8条の「私立学校教育の振興」を名実ともに確立するため、現行の高等学校等の私学助成に係る国庫補助制度を堅持し一層の充実を図ることを求める意見書を提出すること。</p>		
2年-23 (2.8.28)	生活環境	<p><b>地方消費者行政の拡充を求める意見書の提出について</b></p> <p><b>▶陳情理由</b></p> <p>(1) はじめに</p> <p>昨今、インターネットによる取引環境の発展を受け、いつでも遠隔地にいる人との商取引が可能になり、他方で、そうした電子商取引による消費者トラブルが増加している。また、新手法の架空請求をはじめ、昨今個人情報流出事案の発生が相次ぐなど、消費者をめぐる状況はめまぐるしく変容し、消費者行政への期待と役割は、日に日に大きくなっている。</p> <p>消費者行政の最前線は、それを担う各市町村や自治体である。消費者問題に対し、消費者の立場に立って相談を受け、事業者との間に立ち、国と連携しながら地域内の悪質事業者に対する行政処分等を行い、様々な問題を解決する上で、地方消費者行政の役割は重要で、消費者が真に安全で安心できる消費生活を送るために、地方消費者行政の充実は不可欠である。</p> <p>2008年に閣議決定された「消費者行政推進基本計画」においても、地方公共団体の消費生活相談窓口を全ての消費者が相談できる一元的な相談窓口と位置付け、全国ネットワークを構築することや、地方分権を基本としつつ、地方の消費者行政を抜本的に強化することが必要であるとされ</p>	個人 (倉吉市)	

## 福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

	<p>た。また、国は相当の財源確保に努めることとされ、PIO-NET等を強化して国と地方の連携を強化することや、地方交付税上の措置等を検討することが示されている。</p> <p>消費生活センター等では、消費生活相談員が消費者から事業者に対する苦情や製品事故の苦情などの消費生活相談に応じ、助言を行っている（消費者安全法第8条第1項第2号イ及びロ、同条第2項第1号及び第2号）。また、消費者自身では対応困難な事案については、消費生活相談員が事業者と消費者のあっせんを行うことによりトラブルの解決を図っている。消費生活相談員の数を確保して水準を向上させることは、消費者の権利擁護のためには不可欠である。</p> <p>(2) 消費生活センターの現況と課題</p> <p>そうした目で消費者庁発行の資料をみると、現在、消費者トラブルでニーズが増大しているにもかかわらず（2019年度の相談件数は934,944件と100万件近くある）、消費者行政担当職員について、平成30年4月1日現在、事務職員は5,209人（平成29年4月1日から46人減）、消費生活相談員は3,438人（同4人増）で、前年比ほぼ横ばいから減少で推移している。また、この5,209人についても、その多くが消費者行政以外の業務との兼務で、消費者行政のウエイトがわずか10%程度という兼務職員が約半数を占めている。</p> <p>また、小規模自治体の相談体制がいまだ脆弱である事も指摘されている。</p> <p>消費生活相談員の採用形態を見ると、常勤職員はわずか数パーセントで、非常勤職員が7～8割と大半を占め、待遇も十分とはいえない。消費者問題に関する専門知識や対応能力は、現場での経験で獲得されるところ、こうした不安定な待遇は、自治体のノウハウの積み上げにとって、ひいては住民にとって損失になってしまう。</p> <p>実際、地方消費者行政の活性化に向けての、消費者庁が都道府県へ行ったヒアリング結果（現場の声）をみると、</p>		
--	--	--	--

福祉生活病院常任委員会・陳情

## 福祉生活病院常任委員会・陳情

	<p>「現状、多種多様で膨大な業務量となっている」、「正職員は3～5年程度で異動してしまうため、相談対応のノウハウや知識が蓄積されにくい体制にある」、「本来的には増員が望ましいが、現状維持すらままならない状況」、「市町村においては、消費者行政と他の業務（環境・廃棄物・公園管理・産業振興等）を兼務している職員が大多数であり、</p> <p>（中略）現状の人員では、プラスアルファの消費者行政の取組は困難」、「処遇の改善が進んでいないことも、応募が少ない理由」、「消費生活相談員の研修については、各省が持つ研修所のような機関が必要」などの切実な声が寄せられている。</p> <p>また、消費者からの相談に的確に対応するため、消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタントなどの資格の保有は、相談の質を担保するものになりえるが、特に市町村において、相談員がこれらを保有していない割合もいまだ25%程度ある（自治体によって開きあり）。そして、先のヒアリング結果には、「職員の専門性を高める研修が圧倒的に不足している。国で人員・体制等の基準を作り、どの自治体でも確実に人員と体制が作られるように支援してほしい」、「相談員については、法律等の知識はもとより、実際の相談場面を意識した対応能力向上のための研修機会を充実させてほしい」との声も寄せられている。</p> <p>（3）総括</p> <p>以上述べてきたように、消費生活相談は、消費者の権利擁護の観点から重要であるが、現在、ニーズが拡大しているにもかかわらず、職員数や待遇など、まだ全体的に十分とはいえない現状にある。消費者からの相談に的確に対応するためには、相談員の相談対応能力、法知識など、専門性の向上も不可欠である。</p> <p>そのためには、国の補助、主催による定期的な研修機会の充実や、地方自治体の消費者行政（普及啓発事業、相談</p>	
--	--	--

## 福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

		<p>事業など) に対する補助の実施、人員確保や相談体制強化のための予算上の措置など、国からの、地方消費者行政拡充のための補助は、きわめて重要である。</p> <p><b>▶陳情事項</b></p> <p>次に掲げる事項について、鳥取県議会から国に対し、地方消費者行政の拡充を求める意見書を提出すること。</p> <p>1 消費生活行政は、消費者の権利擁護の観点から重要であり、消費者問題に適切に対応するには、相談にあたる職員数を確保し、相談員の専門性を向上することが不可欠であること。</p> <p>2 国の補助、主催による定期的な研修機会の充実や、地方自治体の消費者行政（普及啓発事業、相談事業など）に対する補助の実施・増額、人員確保や相談体制強化のための予算上の措置など、国からの、地方消費者行政拡充のための補助は、きわめて重要であること。</p>		
<p>2年－25 (2.9.3)</p>	<p>福祉保健</p>	<p><b>保健所の機能強化を求める意見書の提出について</b></p> <p><b>▶陳情理由</b></p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大を受け、各地の保健所は、帰国者・接触者相談センターの運営や、PCR検査、感染者の行動調査、接触者の確認、入院先の調整など多くの業務に取り組み、鳥取県をはじめ、各地域の感染防止のために、非常に重要な役割を果たしている。</p> <p>とりわけ、「帰国者・接触者相談センター」は24時間夜通しの対応が求められ、多くの保健所が昼夜分かたず対応しておられる。</p> <p>これまで、重要かつ大変な業務に尽力されてきた保健所の皆様、病院関係者の皆様には、心から敬意と感謝を申し上げます。</p> <p>全国保健所長会が全国の保健所を対象に、3月中旬から</p>	<p>個人 (倉吉市)</p>	

福祉生活病院常任委員会・陳情

## 福祉生活病院常任委員会・陳情

		<p>4月にかけて行った新型コロナウイルス感染症に関する緊急アンケートでも、24時間対応の相談センターの運営は66%が自治体の直営で行われ、そのうち63%は保健所だけで対応するなど、多くの保健所は過大な業務で疲弊しているのが現状である（鳥取県は、民間にPCR検査に係る協力依頼を行っている。）。</p> <p>人員不足が深刻で、代替休暇は、制度としてはあるが実際にはなかなか取れないそうで、これでは、本来業務に手が回らなくなる懸念がある。</p> <p>行革により、保健所の数は、地域保健法改定前（1994年度）の847カ所から469カ所（2020年度）へと半数に減っている。</p> <p>わが国では、平素よりはしかの患者が毎年推計で10～20万人程度発生するなど、コロナ以外の感染症についても、保健所は大きな役割を果たしている。</p> <p>また、精神保健、難病対策、感染症対策以外にも、健康相談、健康指導、成人検診なども行い、地域の公衆衛生、健康増進にとって、保健所の果たすべき役割は大きい。</p> <p><b>▶陳情事項</b></p> <p>鳥取県議会として、保健所の専門職員増員など、保健所の機能強化を求める意見書を提出すること。</p>		
2年－26 (2.9.3)	生活環境	<p><b>消費生活相談における相談結果の伝達方法について</b></p> <p><b>▶陳情理由</b></p> <p>先に私は、「消費生活センターにおける相談方法の拡充について」と題する陳情書（センターにおける相談方法について、現行の電話相談、来所相談に加え、メールでの相談の新設をお願いするもの）を提出して趣旨採択いただき（28年生活環境第13号）、本県の消費生活センターにおいては、平成28年度からとりネット内の専用フォームによる相談受</p>	個人 (倉吉市)	

## 福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

	<p>付を行っており、また、平成31年からはLINEを利用した相談の受け付けを開始したところである。LINEの相談については、若者と親和性の高いSNSを使ったものであり、とりわけ消費者被害を受けやすいはずの、若年層の取り込みに有用であると思われ、良い取り組みだと思うところである。</p> <p>一方、この相談については、受付のみを行っており、内容の詳細のやりとり等については、「相談者から必要な事柄を詳しく聞き取る事が必要」(センター) であるとして、相談室に来所を促し、または電話により相談対応をしている状況である。</p> <p>初回の相談において、仮に来所や電話で相談したとしても、この結果の聞き取りの電話については、相談室の営業時間が午前9時から5時前後と限られており、日中は仕事中等などで、なかなか電話できない人も多いはずである。センターへの聞き取りによれば、西部6人、東部4人、中部3人の合計13人で回しているが、市町村などの相談窓口との兼務者もあり、シフト勤務の都合上、相談員が常駐しているわけではなく、次に出てくるのが1週間後ということもあり、その場合、次に相談員が出てくるまでその回答を待たねばならないそう。</p> <p>消費生活相談情報を全国的に集約したPIO-NETは相談終了時にはその結果を残す事になるが、相談の中途にはそれを残していない事も多いそうで、また、聞き取り票も概要を残しているが、たとえば担当者が非番の日、ほかの相談員にその「概要」を聞くのも、「概要であっても、担当者でなければわからない」、「担当者でなければ、間違った事を言ってもいけないので、概要を読むのも不安」とのことである。</p> <p>そうすると、なおさら、センターでの相談内容を聞き取るには、たまたま担当の相談員が在所するときにこちらから電話をかけるか、たまたま都合のいい日中の適時に電話をもらうかのいずれかということになる。</p>		
--	---	--	--

福祉生活病院常任委員会・陳情

## 福祉生活病院常任委員会・陳情

		<p>以上のように、電話による「相談結果伝達」だと、双方のタイミングで、電話（来所）でなかなか話ができず、相談結果がなかなかわからないということになってしまう。相談には、たとえば緊急性を有するクーリングオフや、期限のある携帯電話の初期解約制度などもあるが、相談結果がなかなかわからず、相談者の意向が確認できなければ、消費者にとっての不利益になりかねない。</p> <p>これがメールによる結果伝達であれば、いつでもメールの確認ができ、しかもきちんと文面に残るので、認識の間違いが起こらない。</p> <p>以上のとおり、消費生活センターからの相談結果の伝達方法について、メールによるものも検討いただきたく、地方自治法第125条によって当局に求めていただきたい。</p> <p><b>▶陳情事項</b></p> <p>鳥取県議会から鳥取県当局に対し、消費生活センターによる消費生活相談の相談結果（企業等へ斡旋の結果やセンターの取った対応の経過）伝達方法について、現行の電話だけではなく、メールによる相談「結果伝達」を検討するように求めること。</p>		
--	--	--	--	--

## 福祉生活病院常任委員会・陳情

地域づくり県土警察常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
2年-28 (2.9.10)	地域づくり	<p><b>美保基地への空中給油・輸送機KC46Aの配備に反対することについて</b></p> <p><b>▶陳情理由</b></p> <p>鳥取県は2016年（平成28年）9月に、防衛省から美保基地への空中給油・輸送機KC46A配備についての要請を受けた。米子・境港両市が条件付きで同意したことから、県は配備に向けた準備を行うことは了承したが、同機はまだ製造中であり安全確認ができないことなどを理由に、実配備前の再協議を求め事実上保留にしていた。</p> <p>しかし2019年6月に防衛省は、配備を当初の3機から6機へ変更することを公表した。これは、鳥取県議会への説明はあったが、住民への説明はまったくないままだった。私たちは、防衛省への不信感がぬぐえない。</p> <p>新型空中給油機は、100トンの燃料を積んでインド洋まで飛ぶことができ、米国戦闘機に給油する可能性を否定しておらず、日本防衛のため必要な兵器とは考えられない。</p> <p>また、2016年12月に沖縄県名護市沿岸で、空中給油中の米軍MV22オスプレイが墜落する事故が発生した。2018年2月には岩国基地のFA18戦闘機と空中給油機が接触し、両機が墜落する事故が起きた。空中給油機の運用はきわめて危険なものである。</p> <p>加えてKC46Aは安全性が担保されていない。本年3月に米軍は、「カテゴリー1（安全に重大な危険を及ぼす問題）」の欠陥を公表した。遠隔画像システムや燃料漏れの不具合などで、米軍は同機の納入を一時ストップした。このような、安全性に問題が残る空中給油機の配備を認めることはできない。</p> <p>鳥取県は2017年に、「航空輸送業務を行う美保基地の位置</p>	平和・民主・住みよい米子をつくる会	

地域づくり県土警察常任委員会・陳情

## 地域づくり県土警察常任委員会・陳情

		<p>づけ、性格に変更を生じないものとする」という条件を付している。しかし同機の配備は、2015年の安保関連法制定以降、一段と強まる自衛隊の海外派兵の体制強化と一体であり、「輸送業務」を旨とする美保基地が、兵站活動の拠点となる。それは憲法9条をじゅうりんし、建前とした「専守防衛」さえ踏み外すものである。</p> <p>この度、防衛省が鳥取県に再協議を求めるとともに、県議会の全員協議会を9月17日に開き、防衛省が説明することである。同意の諾否は知事の専権事項であるが、県議会のみなさまに以上の点を勘案していただき、空中給油・輸送機KC46Aの配備に反対していただくようお願いする。</p> <p><b>▶陳情事項</b></p> <p>鳥取県議会として、航空自衛隊美保基地への空中給油・輸送機KC46Aの配備に反対すること。</p>		
--	--	---	--	--

## 地域づくり県土警察常任委員会・陳情

